

帯広市立北栄小学校いじめ防止基本方針（令和7年4月改定）

いじめ防止基本方針策定の目的

帯広市立北栄小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針または、地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取り組みを講じることが必要である。

いじめの定義

この基本計画において「いじめ」とは、当該児童に対して、当該児童と一定の関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているものをいう。

<いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義>

いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に深い傷を残すものである。**いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。**

いじめを生まない・許さない学校づくり

教員の指導力の向上と組織的な対応

保護者・地域・関係機関との連携

1. 未然防止

誰もが安心・安全に学校生活を送ることができるよう、全ての児童を対象とした未然防止の取組に力を注ぐ。
『居場所づくり、絆づくり』の指導を推進し、一人一人の自己有用感を高めることによって、いじめを生まない風土をつくる。体系的・計画的にPDCAサイクルを実施することにより、取組の改善を図る。

- あいさつ運動（児童会）
- 道徳・学活 ○学校評価
- いじめに関する職員研修の実施
- 一人一人の児童が成就感や充実感・所属意識をもてる学級経営
- 「いじめ・非行防止サミット」
- 教育相談（5月、10月、3月）
- 情報モラル教育、スマホ安全教室

2. 早期発見・早期対応

ささいな兆候であっても、疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知し、教職員相互が積極的に児童の情報を共有し、組織的に取り組む。

- SC、SSWの積極的活用と周知
- いじめアンケートの実施（6月・10月・2月）
- 管理職による日常的な校内巡回
- 休み時間等における教員の校内巡回
- 保護者会等にいていじめについて共通理解

3. いじめの対処

（ア）いじめの発見・通報時の対応
担任など特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ防止対策委員会」を中心として組織的に対応する。

被害児童を守り通すとともに、加害児童に対してはその人格的な成長に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした指導を行う。保護者との協力、教育委員会との連携はもちろん、事案の内容によっては警察等の関係機関とも連携しながら指導を進める

（イ）「重大事態」への対応
「重大事態」とは、

①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（「いじめ防止対策推進法」）

学校におけるいじめ防止対策のための組織

臨時職員会議

全職員で構成

いじめ防止対策委員会

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・担任・養護教諭・関係学級担任・特別支援コーディネーター
※必要に応じて教育委員会・子育て支援課・専門機関（SSW、SCなど）・児童相談所・警察・エリアファミリーを活用異校種関係者等も参加し、学期1回もしくは必要に応じて開催。

- 年間計画・いじめ防止の取り組み等の立案・実行・検証・修正（PDCAサイクル）

対応時の基本姿勢

確かな情報

情報の共有

初動の迅速さ

当事者への配慮

帯広市立北栄小学校いじめ発生時の対応基本手順

いじめの疑いあり

事実確認

被害者からの事実確認
加害者からの事実確認
他児童へのアンケート・教育相談
取組についての記録化

管理職への報告

重大事態の確認

生命、心身または財産への重大な被害の疑い
相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い

発展の可能性

重大事態の対応基本手順

- 児童の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた場合
自殺 傷害 金品の被害 精神疾患等
- いじめにより相当の期間(年間30日が目安)欠席することが余儀なくされている場合

<対応手順>

- ①組織的な対応による安全確保と不安解消のための支援
- ②重大事態の発生報告書の作成・提出
- ③調査の実施と報告書の作成と提出
- ④保護者に対する情報提供と説明

- いじめられた児童の安全確保
- 関係機関・専門家等との相談・連携、情報収集、指導体制確認
- 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察と連携
- 市教委及び市長部局が実施する調査への協力

いじめ防止対策委員会の開催

いじめの認知

教育委員会へ報告
指導助言

緊急職員会議の開催・情報共有

児童への指導

いじめ行為を行った児童、観衆や傍観者となった児童に対する指導をする

保護者へ報告

確認した事実の報告
(被害者側・児童のケア
保護者への説明)
(加害者側・児童への指導保護者への助言)

教育委員会へ
報告

再発防止の検討及び徹底

経過観察(3ヵ月ごとに確認)

関係機関との協力
(児相・ソーシャルワーカー・警察他)